

国立市こどもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 8 月 29 日

提出者 国立市長 濱 崎 真 也

(説 明) 病院等におけるこどもの医療費の助成に係る受給資格の確認について、オンライン資格確認を導入し、現行の医療証の提示に加え、個人番号カードの提示による確認を可能とするため、条例の一部を改正するものである。

国立市こどもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案

国立市こどもの医療費の助成に関する条例（平成 5 年 9 月国立市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「が、医療証」の次に「又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）（市長が別に定める場合に限る。）」を加える。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。